

令和3年

第1回市議会定例会 議案第62号

函館市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の一部改正
について

函館市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の一部を改正する条例
を次のように定める。

令和3年2月25日提出

函館市長 工 藤 壽 樹

函館市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の一部を
改正する条例

函館市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例（昭和60年函館市条例第23号）の一部を次のように改正する。

第11条に次の1項を加える。

- 5 浄化槽保守点検業者は、浄化槽保守点検業の登録の有効期間（第7条第1項の更新の登録を受けた場合にあつては、当該更新の登録の有効期間）内に、浄化槽管理士に浄化槽の保守点検業務に関する研修であつて規則で定めるものを受けさせなければならない。

附 則

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に浄化槽保守点検業の登録または更新の登録を受けている者については、当該登録または更新の登録の有効期間の満了の日までの間は、改正後の第11条第5項の規定は、適用しない。

(提案理由)

浄化槽の保守点検業務について、浄化槽保守点検業者が浄化槽管理士に研修を受けさせなければならないこととするため